令和4年度 香美市の国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録

会議の日時 令和5年1月31日(火)18:30~19:40

会議の場所 香美市役所 5 階 委員会室 3

出席の委員 9名

欠席の委員 なし

香美市長 依光 晃一郎

事 務 局 萩野 貴子、中川 英斉、岡村 有希子

傍 聴 者 なし

議 題 (1) 令和5年度香美市国民健康保険事業計画について

(2) 令和5年度国民健康保険税の課税限度額について

報告 保健事業実施状況及び特定健康診査等実施状況について 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について

議事の経過

【18:30 開会】

- ○事務局 香美市国民健康保険規則第11条第2項の規定により、会長に議長をお願いします。
- ○議長 ただいま全員の委員さんが出席されておりますので、香美市国民健康保険規則第7条の 規定により、本日の会議は成立しております。

≪議事録署名委員の指名≫

≪会議の公開、会議結果の公表の決定≫

○議長 それでは、議事に移ります。

まず、議事1の令和5年度香美市国民健康保険事業計画について審議します。 事務局の説明を求めます。

- ○事務局 資料 1「令和5年度香美市国民健康保険事業計画(案)」について説明する。
- ○議長 事務局の説明が終わりましたが、ご意見、疑問点等ございませんでしょうか。
- ○委員 事業計画の1のオンライン資格確認の導入はどうなってますでしょうか。
- ○事務局 オンライン資格確認はすでに始まっておりまして、マイナンバーカードも被保険者証として利用できるようになって、マイナンバーカードと被保険者証のどちらでもオンライン資格確認はできるようになりつつあるんですが、機械自体が全ての医療機関で導入が行き渡ってないという状況です。
- ○委員 計画に入れているということは、香美市としてはどれくらいの目途はあるのかなと。概算で。
- ○事務局 進めておるものを利用して、少しでも被保険者の方の手続きが簡素化できるように持っていきたいという思いは当然あります。いろんな課題は承知しておりますが。
- ○議長 それに関連して構いませんか。マイナンバーカードを取得された方で、保険証利用は交付 の 100%ですか。 乖離はありますか。 取得された方と保険証として利用される方というのと。

- ○事務局 私もどれくらいの方がマイナンバーカードを持っている方の中で保険証と紐付けができておるのかというのが非常に気になるので、数値が出ているので確認したりするんですが全然100%にはなってないです。なので、今回新たに取得をされた方やキャンペーンで取得された方なんかは、それに合わせて7,500円分のポイントがあるので紐付けされている方が多いかなという気がしますが、まだ100%には全然届かないところです。数値としては今持っていなくて、6割とか、すみません、かっちりした数値じゃなくて。
- ○議長 もう一つよろしいですか。3 ページの上から 2 行目の短期被保険者証の有効期限の見直 しですが、これはどれくらいをどれくらいに見直しされるのか。それと後段の資格証明書から短期被 保険者証への切り替えを行いますとなっているんですが、資料 5 の表 9 を見ますと令和2年度、令 和3年度と資格証明書を発行してないようなんですが、これを教えていただきたいです。
- ○事務局 本来であれば、滞納のある方には資格証明書を発行するというのが基本にはあるんですが、いまのこのコロナの感染拡大の状況により2年度からこのような取り扱いにさせていただいている状況が続いておるというようなところなので、基本的には短期被保険者証の有効期限の見直しとか資格証明書から短期被保険者証への切り替えを行うというのは、また状況を見まして市として皆さんにご迷惑が掛からないようにとか受診を控えることがないように、全体を考えた上でということになります。実際のところは、資格証明書ではなく受診ができるようにという思いがあるので、ただ、市としても制度上では切り離しができない面もありますので、苦慮するところではありますが。
- ○議長 有効期限の見直しというのはどれくらいですか。
- ○事務局 半年とか3か月、コロナの感染拡大の状況を見ながら区切りをして出すようにはしています。
- ○議長 他にご質問などございませんでしょうか。無いようでしたら、「令和5年度香美市国民健康 保険事業計画」については、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

≪全員額く≫

○議長では、議事1については、原案どおりとします。

続きまして、議事2の令和5年度国民健康保険税の課税限度額について審議します。事 務局より説明を求めます。

- ○事務局 資料 2「令和 5 年度国保税課税限度額について」を説明する。
- ○議長 事務局から限度額について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

今回は政令に合わすかどうかということだけですので。最終的に保険料が県下統一されれば、 政令に合わせることになるという意見も昨年出たと思いますので、県下統一に向けてであればせざ るを得ないということでよろしいでしょうか。

- ○委員 表からすると影響を受ける世帯は少ないし、2 万円アップもやぶさかではないんじゃない かと思うんですが。いかがなもんでしょう。
- ○議長 高額所得の世帯には負担をお願いしたいですかね。

- ○委員 課税標準所得で500万を超えるというのは、相当高額なご世帯、事業をされていると思う ので、2万円の増額はそれほどの影響はないと考えますが、いかがでしょうかね。
- ○議長もし構わなければ、商工会さんからご意見をいただければ。
- ○委員 特には。所得のところでは、一定の控除のところも出てきますし、医療費控除とかいろい ろありますので。 政令に合わせていくということであれば。
- ○議長 他に意見など、ございませんでしょうか。ないようであれば、「令和 5 年度国民健康保険の課税限度額について」を採決したいと思います。原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

《全員挙手》

○議長 はい。全員挙手でございますので、議事2については、政令改正のとおり後期高齢者支援 金分の課税限度額を22万円とします。

以上で諮問を受けた事項の協議を終えます。

≪報告「令和4年度保健事業実施状況及び特定健康診査等実施状況について」、「高齢者の保健 事業と介護予防の一体的実施事業について」事務局説明及び委員から意見が出された。≫

○議長 以上で、予定されておりました全ての議事、報告等の協議を終わります。お疲れ様でした。 【19:40 閉会】